

ステイふっつ移住促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年5月26日

富津市長 高橋 恭 市

富津市告示第110号

ステイふっつ移住促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富津市への移住を目的に市内で住居を探し、仕事を探し、又は暮らしを体験する等の活動にかかる市内での宿泊費の一部を予算の範囲内でステイふっつ移住促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって本市への移住希望者及び体験者の増加を図るため、富津市補助金等交付規則（昭和47年富津市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「市内宿泊施設」とは、次の各号のいずれかに該当する市内の施設をいう。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けて旅館業を営む施設
- (2) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に規定する届出をして、同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を営む施設

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（第5条において「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市外に住所を有する45歳以下の者
- (2) 富津市への移住を目的とする活動のために、市内宿泊施設に宿泊する者
- (3) 市が実施する市内案内に参加する者
- (4) 滞在期間中に担当課職員と移住相談を行い、アンケート等に協力できる者
- (5) 富津市暴力団排除条例（平成24年富津市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でない者

(補助対象活動)

第4条 補助の対象となる活動（次条第1項及び第9条において「補助対象活動」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 市内で住居を探す活動

(2) 市内で仕事を探す活動

(3) 移住活動の一つとして富津市の文化、歴史、風土、気候、生活環境等を知るための活動

(補助金の額)

第5条 補助対象者が補助対象活動のために、市内宿泊施設に宿泊した場合の補助金の額は、1人当たり1泊の基本宿泊費の2分の1以内とし、1泊当たりの補助金の額は、1人5,000円（百円未満端数切捨て）を上限とする。この場合において、1回当たりの補助は、1世帯につき4人までとし、2泊分を限度とする。

2 前項の基本宿泊費は、飲食費、サービス料金等は含まないものとする。

3 補助金の交付は、1世帯当たり同一年度内につき2回までとし、1世帯当たり1泊20,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、ステイふつつ移住促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 第3条第1号の事実を証する書類の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(決定通知書の交付)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、ステイふつつ移住促進事業補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(変更等の承認申請等)

第8条 交付決定を受けた者が、申請内容を変更し、又は中止するときは、ステイふつつ移住促進事業補助金交付（変更・中止）申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、ステイふつつ移住促進事業補助金変更交付決定（却下）通知書（別

記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 交付決定を受けた者は、補助対象活動が終了したときは、ステイふつつ移住促進事業補助金実績報告書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添えて補助対象活動が終了した日の翌日から起算して30日以内又は当該補助事業が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 宿泊費の支払を証する書類(領収書の写し)

(2) アンケート調査

(確定通知書の交付)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、ステイふつつ移住促進事業補助金交付確定通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、ステイふつつ移住促進事業補助金交付請求書(別記第7号様式)を市長に提出するものとする。

(補助の取消し等)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 不正な行為があったとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

2 前項各号のいずれかに該当した者は、通知を受けた日から14日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月1日から施行する。